

広島県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があった旨、東広島市選挙管理委員会から報告があった。

令和五年四月六日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

指 定 施 設		変 更 事 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
東広島市安芸津生涯学習センター	東広島市安芸津町三津5556番地1	所在地	東広島市安芸津町三津4398番地
東広島市入野地域センター	東広島市河内町入野2650番地	所在地	東広島市河内町入野2650番地3
東広島市三永地域センター	東広島市西条町下三永927番地2	所在地	東広島市西条町下三永10927番地2
東広島市能良地域センター	東広島市豊栄町能良1324番地	所在地	東広島市豊栄町能良1574番地1